

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会の委員の構成を変更するため。

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例の一部を改正する条例

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例（平成17年立川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 公の施設の性格により、専門の事項を審査するため必要があるときは、審査会に専門の委員2人以内及び市の職員である委員1人を加えることができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 専門の委員は当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、<u>市の職員である委員は当該公の施設を所管する部の職員のうちから</u>市長が任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 専門の委員及び<u>市の職員である委員は</u>、当該専門の事項について審査が終了したときは、退任するものとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 公の施設の性格により、専門の事項を審査するため必要があるときは、審査会に専門の委員2人以内を加えることができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 専門の委員は、<u>当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから</u>市長が任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 専門の委員は、当該専門の事項について審査が終了したときは、退任するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。